

# 栃木県警察犯罪抑止総合対策本部設置及び運用要領の制定について(例規通達)

(平成26年3月13日)

(栃生企第5号)

平成15年に戦後最多を記録した本県の刑法犯認知件数は、官民を挙げた治安対策が奏功し、平成25年には半数以下にまで減少するなど、数値面では一定の成果を挙げたところではあるが、県民の治安に対する不安感を払拭するには至っていない。

今後、真に県民の安全・安心を確保していくためには、一段と次元を高めた対策の推進が必要であり、そのためには、本県警察の総力を挙げた取組が不可欠である。

以上を踏まえ、別添のとおり栃木県警察犯罪抑止総合対策本部設置及び運用要領を定め、平成26年4月1日から運用することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、本例規通達の運用に伴い、「栃木県警察身近な犯罪抑止総合対策本部設置要綱の制定について」(平成14年11月20日付け栃刑総第7号ほか)及び「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について」(平成24年12月26日付け栃生企第554号ほか)は、平成26年3月31日をもって廃止する。

## 別添

### 栃木県警察犯罪抑止総合対策本部設置及び運用要領

#### 第1 目的

この要領は、栃木県警察犯罪抑止総合対策本部の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 総合対策本部の設置等

栃木県警察本部に、犯罪抑止総合対策本部(以下「総合対策本部」という。)を置く。

##### 2 総合対策本部の任務

総合対策本部は、全県的な犯罪情勢等を勘案し、警察本部が主導して重点的に抑止する犯罪(以下「重点抑止犯罪」という。)を定めるとともに、犯罪抑止計画(以下「本部犯罪抑止計画」という。)を策定することを任務とする。

##### 3 総合対策本部の構成

総合対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別

表1に掲げる者をもって充てる。

#### 4 総合対策本部の運営

- (1) 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。
- (2) 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- (3) 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員に会議への出席を求めることができる。

#### 第3 幹事会の設置等

総合対策本部に幹事会を置く。

##### 2 幹事会の任務

幹事会は、総合対策本部を補佐し、具体的な事項に係る企画立案及び総合調整を行うとともに、本部犯罪抑止計画に基づく諸対策を効果的に推進することを任務とする。

##### 3 幹事会の構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる者をもって充てる。

##### 4 幹事会の運営

幹事会の運営は、総合対策本部の運営に関する規定を準用する。

#### 第4 戦略官室の設置等

幹事会に犯罪抑止戦略官室（以下「戦略官室」という。）を置く。

##### 2 戦略官室の任務

戦略官室は、幹事会を補佐し、犯罪抑止総合対策等について、次に掲げる事項を企画・立案する。

- (1) 重点抑止犯罪の選定に関すること。
- (2) 犯罪情勢の分析に関すること。
- (3) 犯罪の抑止方策に関すること。
- (4) 犯罪の検挙方策に関すること。
- (5) 各種対策の検証に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部犯罪抑止戦略官が必要と認める事項に関すること。

##### 3 戦略官室の構成

戦略官室は、本部犯罪抑止戦略官、本部犯罪抑止副戦略官及び室員をもって構成し、それぞれ別表3に掲げる者をもって充てる。

##### 4 戦略官室の運営

戦略官室の運営は、総合対策本部の運営に関する規定を準用する。

#### 第5 庶務

総合対策本部、幹事会及び戦略官室の庶務は、生活安全部生活安全企画課において処理する。

## 第6 署推進本部の設置等

警察署に署犯罪抑止対策推進本部（以下「署推進本部」という。）を置く。

### 2 署推進本部の任務

署推進本部は、総合対策本部の支援を受け、その管轄区域において重点的に抑止する犯罪（署重点抑止犯罪）を定め、その犯罪抑止計画（以下「署犯罪抑止計画」という。）を策定するとともに、署犯罪抑止計画に基づく諸対策を効果的に推進することを任務とする。

### 3 署推進本部の構成

署推進本部は、警察署の規模に応じて、推進本部長、署犯罪抑止戦略官、署犯罪抑止副戦略官及び署犯罪抑止戦略官補佐をもって構成し、それぞれ警察署長、副署長（次長）、管理官及び生活安全課長その他署長が指定した者をもって充てる。